

正誤

○介護保険法による居宅サービス事業者の指定	保(高齢 險 福 課 社)	一
○右 同	同	二
○介護保険法による居宅介護支援事業者の指定	同	三
○右 同	同	三
○介護保険法による介護老人福祉施設の指定	同	三
○介護保険法による介護療養型医療施設の指定	同	三
○保安林の指定解除予定	同	二
○右 同	同	二
○土地改良区の役員の就任	(林政課)	二
○土地改良事業計画変更の同意	五	二
○青森県教育委員会教育庁の職務を代行する教育次長の順序を定める規程の一部を改正する訓令	(水地方農林事務所)	一
○特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示	(学学校教育課)	一
センターエducation	六	一
校長	五	一

かがやきアサボリトケ	人社会和幸園法	有限会社アトホーム	氏名称又は名前	指定居宅サービス事業者
かがやきアサボリトケ	青森市下野尻四字矢の田	青森市筒井四丁目八の一七	所在地又は住所	主たる事務所の所在地又は住所
訪問介護	活型痴呆共対生応	活型痴呆共対生応	類別	居宅サービスの種類
やさきアサボリトケガア	ムグ千代のブ郷ホー	小ム柳青空俱樂部	名稱	行居宅サービス事業所
一東弘の中前一中央市九一大丁字目城	八田の字青森四下市野大尻字四矢	八丁目一三の二	所在地	青森市小柳一
"	"	平成三・四	年月日	指定期

青森県知事 木村守男

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項本文の規定により、次のとおり居宅サービス事業を行う者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定により公示する。

平成十四年四月十日

青森県告示第百九十九号

告示

○平成十四年三月三十一日号外第三十六号条例中………（税務課）：六

青森県報

第一千七号

平成十四年四月十日（水曜日）

青森県告示第百九十一号

介護保険法（平成九年法律第百二十二号）第四十一条第一項本文の規定により、次のとおり居宅サービス事業を行ふ者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定により公示する。

平成十四年四月十日

青森県知事
木村守男

氏 名 称 又 名 は	指定居宅サービス事業者
和医療法人光会	人恵心会 社会福祉法
のむつ市新町一〇四五六	○字の三戸斗内郡三戸町和田六
活型痴呆共対応介護同対生応	活型痴呆共対応介護同対生応
ス大曲にこにこハウ	ムグループホー 鶴亀
丁むつ市三の一大曲一〇三	田大三字六〇斗内郡三戸町の一字和町
〃	西・平成三・三
年月日	指 定

青森県告示第百九十二号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条第一項本文の規定により、次のとおり居宅サービス事業を行う者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定により公示する。

平成十四年四月十日

青森県知事
木村守男

青森県告示第百九十三号

介護保険法（平成九年法律第百一十三号）第四十六条第一項の規定により、次のとおり居宅介護支援事業を行ふ者を指定したので、同法第八十五条第一号の規定により公示する。

平成十四年四月十日

指定居宅介護支援事業者	名称	所在地	名称	所在地	年月日定
イ ブ ・ ワ ン フ ア 有限会社	有 限 会 社 あ や と り	有 限 会 社 ケ ア サ ポ ー ト か が や き	主 た る 事 務 所	在 事 務 所	
六 一 字 の 三 南 津 軽 郡 藤 崎 字 豊 崎 田 町	一 子 三 丁 目 二 〇 の 弘 前 市 大 字 撫 牛	一 九 中 央 一 丁 目 一 の 弘 前 市 大 字 城 東		地	
業 居 宅 介 護 支 援 事 所 え び す	有 限 会 社 あ や と り	有 限 会 社 ケ ア サ ポ ー ト か が や き	名	称	居宅介護支援事業を行なう事業所
六 一 字 の 三 南 津 軽 郡 藤 崎 字 豊 崎 田 町	一 子 三 丁 目 二 〇 の 弘 前 市 大 字 撫 牛	一 九 中 央 一 丁 目 一 の 弘 前 市 大 字 城 東	所	在 地	
"	"	平 成 四 ・ 三 ・ 四			

介護保険法（平成九年法律第二百一十三号）第四十六条第一項の規定により、次のとおり居宅介護支援事業を行う者を指定したので、同法第八十五条第一号の規定により公示する。

平成十四年四月十日

青森県知事 木村守男

指定居宅介護支援事業者	居宅介護支援事業を行う事業所
名 称	所 在 地
社会福祉法人 あじさい会	東津軽郡三厩村 字新町八
社会福祉法人 つがる三和会	弘前市大字三和 字上恋塚一九
特定非営利活 動法人わっしょ い	上北郡百石町二 川目一丁目六の二 九〇
社会福祉法人 東北赤松福祉 会	上北郡東北町二 往来ノ下三四
社会福祉法人 秋葉会	上北郡上北町大 字大浦字境ノ沢大 二七
社会福祉法人 青森社会福祉 振興団	むつ市大字城ケ 三字砂川目三の の福里
社会福祉法人 脇野沢村高齢者 施設いこいの里	居宅介護支援事 業所桔梗野の家事 業
社会福祉法人 むつ市大字城ケ 三字砂川目三の の福里	居宅介護支援事 業所ぼぶら
社会福祉法人 むつ市大字城ケ 三字砂川目三の の福里	向大下北郡脇野一 字脇野沢渡村
むつ病院	八戸市桔梗野一 字市五川
むつ病院	上北郡東北町の二 川目一丁目六の二 九〇
むつ病院	上北郡百石町二 川目一丁目六の二 九〇
むつ病院	北津軽郡板柳六 町
むつ病院	東津軽郡三厩村 字新町七
むつ病院	平成 四・三・六

青森県告示第百九十六号

介護保険法（平成九年法律第二百一十三号）第四十八条第一項第三号の規定により、次のとおり介護療養型医療施設を指定したので、同法第二百十五条第一号の規定により公示する。

平成十四年四月十日

青森県知事 木村守男

名 称	開 設 の 場 所	指 定 年 月 日
むつリハビリテーション病院	むつ市桜木町一二の一	平成 四・三・四

青森県告示第百九十七号

農林水産大臣から、次のとおり森林について保安林の指定を解除しようとする旨の通知があったので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成十四年四月十日

青森県知事 木村守男

青森県告示第百九十五号

介護保険法（平成九年法律第二百一十三号）第四十八条第一項第一号の規定により、次のとおり介護老人福祉施設を指定したので、同法第九十三条第一号の規定により公示する。

平成十四年四月十日

青森県知事 木村守男

特別養護老人ホーム あんじんの郷	名 称
東津軽郡平館村大字野田字鳴川二二三の三	開 設 の 場 所
平成 四・三・六	指 定 年 月 日

（次の図）は、省略し、その図面を青森県農林水産部林政課及び平内町役場に備え置いて縦覧に供する。）

一 解除予定保安林の所在場所
東津軽郡平内町大字茂浦字月泊山一の一・大字稻生字月泊山一の一（国有林。次

の図に示す部分に限る。）

- 二 保安林として指定された目的
道路用地とするため
- 三 保安林を解除しようとする理由
土砂の崩壊の防備

青森県告示第百九十八号

農林水産大臣から、次のとおり森林について保安林の指定を解除しようとする旨の通知があったので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成十四年四月十日

青森県知事 木村守男

- 一 解除予定保安林の所在場所
十和田市大字深持字深持山一の四
- 二 保安林として指定された目的
水源のかん養
- 三 保安林を解除しようとする理由
道路用地とするため

出先機関

土地改良区の役員の就任

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第十八条第十六項の規定により、土場川土地改良区から、次とのおり役員の就任の届出があったので、同条第十七項の規定により公告する。

平成十四年四月十日

上北地方農林水産事務所長 田中正之

理事	役員の区別	氏名	住所	就任の年月日
古屋敷征一	上北郡天間林村大字榎林字古屋敷九の二 平成十四・三・四	田中正之	上北地方農林水産事務所長	就任の年月日

土地改良事業計画変更の同意

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の三第一項の規定により、六戸町に係る次の土地改良事業の計画の変更に平成十四年三月二十九日同意したので、同条第五項において準用する同法第四十八条第十一項の規定により公告する。

平成十四年四月十日

上北地方農林水産事務所長 田中正之

- 一 事業名
基盤整備促進
- 二 地区名
館野

教育委員会

青森県教育委員会訓令甲第八号

内一般
出先機関
所轄教育機関

青森県教育委員会教育長の職務を代行する教育次長の順序を定める規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十四年四月十日

青森県教育委員会教育長 花田隆則

青森県教育委員会教育長の職務を代行する教育次長の順序を定める規程の一部を改正する訓令

青森県教育委員会教育長の職務を代行する教育次長の順序を定める規程（昭和五十五年五月青森県教育委員会訓令甲第十二号）の一部を次のように改正する。

本則中「豊澤武輝」を「齊藤勉」に、「花田隆則」を「武田登」に改める。

附 則

この訓令は、公表の日から施行する。

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十二条の規定により次のとおり公示する。

平成十四年四月十日

青森県総合学校教育センター所長 工 篠 幸七郎

一 特定役務の名称及び数量

電子計算組織の賃貸借一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

青森県総合学校教育センター

青森市大字大矢沢字野田八〇の一

契約の方法

随意契約

四 契約の相手方を決定した日

平成十四年四月一日

五 契約の相手方の名称及び住所

富士通リース株式会社

東京都新宿区西新宿二丁目七の一

六 契約金額

三千九百五十万二千八百九十円

七 契約の相手方を決定した手続

予定価格の範囲内の価格をもって見積りをした者を契約の相手方としたものである。

八 隨意契約の理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十一条第一項第二号の規定を適用したものである。

正誤

税務課

号平外第三云六三号	発行年月日
条例第五六号	区分番号
二	ページ
下	段
ら後ろ三か	行
法律第号	誤
法律第十五号	正

青森県	発行所・発行人
青森市長島二丁目一番二号	印刷所・販売人

(毎週月・水・金曜日発行)

定価小口一枚二付十五円一錢